

協同組合新町商店連盟商品券 払戻しのお知らせ

この度、協同組合新町商店連盟では、令和2年9月30日をもって、本組合商品券(前払式支払手段)の利用を終了したため、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを次のように実施しますので、期間内にお申し出ください。

【払戻しの対象となる前払式支払手段の種類】

(協同組合)新町商店連盟商品券 (500円券及び1,000円券)



【払戻しの申出期間】

令和2年10月1日から令和2年12月28日まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

【申し出・払戻し方法】

新町商店連盟事務局窓口にお越しいただき、お申出ください。

商品券と引き換えに現金で返金いたします。

【払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号及び問い合わせ先】

協同組合新町商店連盟 (高崎市新町商工会館内)

群馬県高崎市新町2270の12

電話0274-42-5300